

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月28日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合</u></p> <p>(ニ) <u>運転者以外の者を並列に乗車させる構造を有する乗車装置に1人又は2人を乗車させている場合</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p><b>第9条</b> 法第57条第2項の規定に基づき、軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、タンデム車（2以上の乗車装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。）に、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</u></p> <p>(ニ) <u>三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）に、本来設けられている乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(試験自動車の指定)</u></p> <p><b>第21条の2</b> <u>技能試験等において使用する自動車は、公安委員会が提供する場合を除き、一般財団法人新潟県自動車練習所（昭和25年8月28日に財団法人新潟県自動車練習所という名称で設立された法人をいう。）の提供する自動車とする。ただし、身体に障害のある者で特殊な構造若しくは装置を備えた自動車を使用する場合又は特別の必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 技能試験等</u>に使用する自動車は、道路運送車両の保安基準に適合するものでなければならない。</p>

附 則

この規則中第21条の2を削除する改正は平成26年3月1日から、その他の改正は平成26年4月1日から施行する。